

四日市市ごみ処理基本計画改定支援業務委託 仕様書

1 目的

本市においては、国の取組や法制度、社会情勢の変化とともに年々多様化する廃棄物の現状を捉え、その将来像を予測するとともにごみ発生量の削減や資源化のための施策を検討し、廃棄物の処理・処分を計画的に実行するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に定める一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）を策定している。

この計画については、令和12年を計画目標年次とし、令和2年度に策定したところであるが、長期的計画については、5年程度の見直しの必要性が規定されており、令和7年度を中間目標年次としていることから、これまでの計画の中間評価を行い、計画改定を行うにあたって必要となる支援を行う。

2 委託期間

契約の日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

令和5年度に実施した「家庭系ごみ質分析調査およびごみの減量施策構築にかかる支援等業務委託」の成果を踏まえて、以下の業務を実施するものとする。

(1) アンケート調査（令和6年度）

市民を対象に、ごみの分別・減量化・処理コスト負担方法等に関する住民知識、意識、協力度等についてアンケートの実施及び分析を行う。

ア 調査対象 委託者が住民基本台帳より無作為に抽出した3,000人

イ アンケート調査票の作成支援

調査内容及び調査項目については委託者、受託者が協議の上決定する。また、受託者において、より回収率を上げるための調査内容や方法に関するアドバイスを行うこととする。

ウ アンケート調査票の印刷

A4 中綴じ 8頁 3,000部

送付用・返信用封筒の印刷 長3形 各3,000部

エ アンケートの発送

封入、本市が提供する宛名ラベルの貼付、郵送。郵送料は受託者負担。

オ 調査票の回収

料金受取人払、郵送料は受託者負担。

カ 調査項目の集計・分析

回収した調査票を入力、単純・クロス集計し、集計票及びグラフ作成する。

キ 調査結果報告書の作成

調査結果の分析コメントに、各調査対象別にクロス集計表やグラフなどを用いて作成する。

(2) 基礎調査（令和6年度～令和7年度）

次の業務により現状を分析・課題を抽出する。

ア 情報の収集・整理

本市の既存計画、国や県、他の自治体、民間などの最新動向等の情報を整理する。

イ ごみ処理基本計画の評価

過去の計画、現行計画における主要施策等の進捗状況、排出傾向を把握するとともに、

数値目標の到達状況等について調査及び評価を行う。

(3) 計画素案の策定（令和6年度～令和7年度）

上記（1）（2）の業務を踏まえ、以下の検討、見直しを盛り込みながら、国が策定した一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）策定指針に基づき、ごみ処理基本計画改定素案を策定すること。また、それぞれの数値や施策の構築にあつては、可能な限りDXを取り入れるとともに、EBPMを用いるなど形成過程を明確にし、検証可能なものとする。

最終的な構成等については、受託者の提案を踏まえ、委託者が決定する。

ア 計画の基本事項

- （ア） 計画策定の背景と趣旨
- （イ） 計画対象区域、計画の範囲、計画目標年次
- （ウ） 計画を取り巻く状況

イ 市の概要

- （ア） 人口動態
- （イ） 産業の動向
- （ウ） 将来計画

ウ ごみ処理行政の動向

- （ア） 国や都道府県におけるごみ処理の動向等
- （イ） ごみ処理の現状と課題の整理
- （ウ） ごみ処理フロー
- （エ） ごみの処理体制
- （オ） ごみ処理の実績
- （カ） これまでの施策内容の評価
- （キ） ごみ処理の課題

エ 基本方針の策定

ごみ処理を巡る社会経済情勢や本市におけるごみ処理の課題、住民の要望等を踏まえて、本市における一般廃棄物処理の基本方針を明らかにする。また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、食品ロス削減推進計画を本計画の一部として位置づける。

オ ごみ排出量の予測

現状のままの施策で推移した場合の排出量を予測する。また、カで設定するごみ減量化等目標を達成する場合の排出量を修正する。

- （ア） 人口の予測
- （イ） ごみ排出量の予測（家庭系、事業系別）
- （ウ） 再生利用量の予測
- （エ） 最終処分量の予測

カ ごみ減量化等目標の設定

発生抑制、資源化、最終処分等循環型社会形成推進のための数値目標を設定する。国、県の目標も踏まえつつも実現可能な範囲で設定する。このとき、四日市市環境計画との整合をはかり、発生抑制、資源化に伴う温室効果ガス削減量を踏まえて設定を行うこと。

キ 処理計画の作成

主に以下の構成で計画書を作成すること。

- （ア） 市民、事業者、行政の連携に関する事項
- （イ） 処理主体
- （ウ） 排出抑制計画

- (エ) 再資源化計画
 - (オ) 食品ロス削減推進計画
 - (カ) 収集運搬計画
 - (キ) 中間処理計画
 - (ク) 最終処分計画
 - (ケ) その他の計画
 - (コ) 重点施策
 - (サ) 計画実施スケジュール
 - (シ) 計画の進行管理
- (4) パブリックコメントへの対応（令和6年度～令和7年度）
市民への周知や意見募集等のために行うパブリックコメントに必要な資料の作成（素案の印刷200部を含む。）、意見のとりまとめ及び回答案の作成、計画への反映を支援する。
- (5) 審議会等で使用する資料の作成支援
四日市市ごみ減量等推進審議会や市議会、地域への説明等に使用する資料について、委託者の要請に応じて作成支援を行う。
- (6) 協議、打ち合わせ
年間8回程度、合計16回程度の協議、打ち合わせを行う。場所は、委託者が指定する場所とする。

4 成果品

以下の成果品を納品すること。なお、Word形式については、納品後に委託者が修正できるように配慮して作成すること。

- (1) 令和6年度
 - ア 中間報告書：A4版10部及び電子データ（Word、PDF）
 - ・ アンケート調査結果など、令和6年度末時点の本業務の成果を簡潔にまとめること。
 - ・ 業務の遂行上収集した資料のうち重要なものについては添付すること。
 - イ パブリックコメント素案 200部（パブリックコメント実施前に委託者の指示する時点で納品すること。）（Word、PDF）
- (2) 令和7年度
 - ア ごみ処理基本計画（改定）本編 : A4版60頁程度 300部及び電子データ（Word、PDF）
 - イ ごみ処理基本計画（改定）概要版 : A4版8頁程度 300部及び電子データ（Word、PDF）
 - ウ 関連資料（参考資料、根拠資料等） : 5部及び電子データ（Word、Excel、PDF等）

5 留意事項

- (1) 受託者は、委託者と緊密な連絡を保ちつつ業務を遂行するものとし、業務の実施に当たって疑義を生じた場合は、遅滞なく協議し、指示を受けること。
- (2) 業務の実施にあたっては、本市の廃棄物処理の特性等を踏まえるとともに、国、三重県の施策及び本市が有する既存計画等との整合を図ること。なお、特に留意すべき計画等は以下のとおりである。
 - ア 一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）策定指針（国）
 - イ 循環型社会形成推進基本計画（国）
 - ウ 廃棄物処理基本方針・廃棄物処理施設整備計画（国）
 - エ 災害廃棄物対策指針（国）

- オ 三重県循環型社会形成推進計画（三重県）
- カ 四日市市総合計画
- キ 四日市市地域防災計画
- ク 四日市市環境計画
- コ 四日市市災害廃棄物処理計画

6 委託料の支払方法

部分払1回および完了払とする。

（令和6年度 7,070千円、令和7年度 3,030千円を限度とする。）

7 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報を含む。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

8 暴力団等不当介入に関する事項

(1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

ア 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

イ 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じた、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

ウ ア、イの義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

9 障害者差別解消に関する事項

(1) 対応要領に沿った対応

ア この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

イ アに規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(2) 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。